

医療機関の相続について その1

今月からは、相続について幾つかの事例を交えてお伝え出来ればと考えております。

「相続」といってもすることはあるものです。仕組みと対策がありますが、今回は仕組みについて触れておきます。

相続とは財産上の権利・義務を承継する事を言いますが、先生方が気になるのは、一体幾らの税金（相続税）が相続することによって掛かるのか、ということ。

それぞれの財産の価格には一定の計算方法があるのですが、まずは相続税の掛からない金額の計算方法は、

5000万円＋法定相続人×1000万円

つまり、先生が奥様と3人のお子様で家族構成をされている場合は、法定相続人が4人ですので、上記計算式に当てはめると9000万円までは税金の対象外ということになります。

これを引いた残りの金額について、法定相続人が取得したものとして計算した財産額に税率を掛けるという方式で決めます。

次回以降は、医療機関での相続対策について触れて行きますが、相続税の試算によって現状は把握しておいた方が良いでしょう。

75歳以上でも国保・健保加入

75歳以上も国保・健保加入し、財政区分は現行踏襲し、保険料上昇を抑制するとして後期高齢者医療制度に代わる新高齢者医療での中間報告案が発表されています。

後期高齢者医療制度に代え、2013年4月に導入する新制度について、厚生労働省がまとめた中間報告案が発表されています。75歳以上の約1400万人の加入先は、自営業や無職など約8割の人は国民健康保険（国保）、残りの約2割に当たる高齢でも勤めている人と扶養家族（計約210万人）は企業の健康保険組合など被用者保険とします。

厚労省は当初、65歳以上を原則的に国保加入とし、財政運営を現役世代と区分することを検討していました。今回も財政区分の年齢について65歳以上と75歳以上の両論を併記しましたが、公費負担が過大となることから、現行通り75歳以上のままとする方向です。また、将来の保険料アップを抑制する新たな措置も設けます。

中間報告案によると、後期医療制度から健保組合や全国健康保険協会（協会けんぽ）などに移る人の大半は保険料負担が軽くなる見通し。国保に移行する人についても負担急増を避ける考えです。配偶者や子供らに扶養されている人は、自らの保険料負担はなくなります。医療給付費の1割相当を高齢者の保険料で賄う現在の枠組みは継続しますが、都道府県の基金を活用して保険料の伸びを抑える措置を導入します。国保は市町村が運営していますが、新制度では高年齢者部分は都道府県単位で運営します。

後期医療制度をめぐっては、75歳以上で独立の別制度に切り離されることが「年齢差別」とされましたが、新制度では現役世代と同様、年齢によって加入先や保険証を変えることはしません。ただ、国保の財政負担がより重くなるため、75歳以上を対象に現役世代が支援する財政調整は続けます。

Medical News 2010.9.1号
税理士法人CFTパートナーズ
株式会社クラウン経営サポート

〒541-0051 大阪市中央区備後町3-4-8 フクエイビル6階

TEL : 06-6228-3345 FAX : 06-6228-3346

E-mail : asou-tax@nifty.com <http://www.cft-partners.jp>